○北陸地方整備局告示第百七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十六日

北陸地方整備局長　中神　陽一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
長岡市喜多町字鐙潟五六四番二から同市喜多町字鐙潟五六〇番四まで	前	二九・八四～三五・〇五メートル
	後	二九・八四～五二・〇四メートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第百八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十六日

北陸地方整備局長　中神　陽一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	長岡市喜多町字鐙潟五六四番二から同市喜多町字鐙潟五六〇番四まで	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十二月二十六日

○北陸地方整備局告示第百九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十六日

北陸地方整備局長　中神　陽一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
南魚沼市下一日市字川原八八二番二から同市南田中字川原五〇八番一まで	前	二〇・一五～二五・九〇メートル
	後	一七・六六～二五・四二メートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第百十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十六日

北陸地方整備局長　中神　陽一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	南魚沼市下一日市字川原八八二番二から同市南田中字川原五〇八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十二月二十六日

○北陸地方整備局告示第百十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十六日

北陸地方整備局長　中神　陽一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
南魚沼市竹俣字追出七八番四から同市六日町字仲田九九三番一まで	前	一四・三六～一七・八二メートル
	後	一二・五八～一七・八二メートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第百十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十六日

北陸地方整備局長　中神　陽一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	南魚沼市竹俣新田字境橋一番九から同市六日町字仲田九九二番四まで	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十二月二十六日

○四国地方整備局告示第百四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十六日

四国地方整備局長　名波　義昭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
徳島県海部郡海陽町宍喰浦字那佐二九七番一から同町久保字板取二四三番六四まで	前	一一・三七～八二・〇九メートル
	後	一四・六二～八二・〇九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十六日

四国地方整備局長　名波　義昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十五号	徳島県海部郡海陽町宍喰浦字那佐二九七番一から同町久保字板取二四三番一まで	四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十二月二十六日